

議案第 20 号

訴訟上の和解について

下記のとおり訴訟上の和解をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 12 月 2 日 提出

橋本市長 木下 善之

記

相手方	_____
事件名	平成 25 年(ワ)第 157 号 損害賠償請求事件 平成 25 年(ワ)第 158 号 損害賠償請求事件
和解内容	(1) 相手方は、本件解決金として市に対し、200 万円の支払い義務があることを認め、当該額を支払う。 (2) 相手方は、市に対し、前号の解決金を平成 26 年 1 月 24 日限り、市の指定する金融機関口座に振り込む方法により支払う。ただし、振り込み手数料は相手方の負担とする。 (3) 市は本件に関し、相手方に対するその余の請求をいずれも放棄する。 (4) 市と相手方は、本件に関し本和解条項に定めるもののほかに何らかの債権債務がないことを相互に確認する。 (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。
事件の概要	別紙

(別 紙)

・ 事件の概要

元橋本市産業文化会館嘱託職員 ――――が本来市に納付すべき平成 19 年 1 月から平成 20 年 8 月までの温水プール使用料及び平成 19 年 4 月から平成 21 年 11 月までの産業文化会館使用料のそれぞれの一部を横領した事件において、相手方は現金取扱員としての注意義務を怠り、適切に公金を管理せず、長期間にわたって同嘱託職員の着服横領を看過してきた結果、市は多大な損害を被った。相手方の注意義務違反の程度が著しいことから、市が被った温水プールに関する 9,911,350 円の損害及び産業文化会館に関する 3,874,867 円の損害の賠償を求めた。

なお、上記 2 件の損害賠償請求事件については、平成 25 年 3 月市議会定例会において、それぞれ訴訟の提起に関する議案を提案し、議決を得た後、和歌山地方裁判所に訴訟の提起を行ったが、平成 25 年 5 月 10 日の第 1 回口頭弁論においてこれら 2 つの事件は 1 つの事件に併合され、審理が進む中、裁判所より和解に向けての提案があった。